様式第４号（提供資料：報道機関（速報）用）

令和３年２月 22 日

報道各社　様

連絡先
伊達市
建設部都市整備課
担当：課長　関根　朋幸
電話　024-573-5620

事案名	都市公園使用料の算定誤り
発生日時	令和３年１月 20 日（水）午前９時 00 分頃
発生場所	建設部都市整備課
担当部署（連絡先）	建設部都市整備課（024-573-5620）
事案の内容	令和３年１月 20 日、令和２年６月に都市公園の占用許可を交付した法人から、期間を延長するための占用許可申請書の提出があった。 申請の内容を審査した際、先に許可した使用料の算定に誤りがあったことが判明した。 伊達市都市公園条例の使用料を令和２年３月に改正していたが、改正前の単価を採用したため算定に誤りがあった。 （算定誤りの内容） 誤　@110 円×200 ㎡×７ヵ月＝154,000 円 正　@96 円×200 ㎡×７ヵ月＝134,400 円 差額　154,000－134,400＝19,600 円
初動対応	対象法人へ令和３年１月 20 日に訪問し、謝罪と経緯の説明をするとともに、使用料の還付について了承を得た。
今後の対応	対象法人に対し、令和３年１月 27 日に還付金の支払いを完了した。 今後、チェック方法やチェック体制の見直しを行い、再発防止に努める。